



福岡医発第 2502 号 (地)
令和 6 年 1 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第 3 条第 2 項に
規定する医師の診断書に関する当面の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和 5 年 10 月 25 日、最高裁判所大法廷において、性別の取扱いの変更の審判を請求することができる者の要件を規定する性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号。以下「特例法」という。）第 3 条第 1 項第 4 号の規定を違憲とする旨の決定がされ、当該規定は無効であるとの判断がされました。

特例法第 3 条第 2 項の規定により性別の取扱いの変更の審判を請求するに際して家庭裁判所に提出する必要がある医師の診断書の記載要領については、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第 3 条第 2 項に規定する医師の診断書の記載要領について（平成 16 年 5 月 18 日障精発第 0518001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）において定めるところですが、今般、令和 5 年 10 月 25 日以降に家庭裁判所に提出される診断書は、記載要領の規定に関わらず、当面の間、現在の生殖腺機能に関する記載がなくても差し支えない旨、福岡県保健医療介護部を通じて厚生労働省より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

公印省略

5健第2023号

令和5年12月27日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に
規定する医師の診断書に関する当面の取扱いについて（依頼）

本県の精神保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省から別紙のとおり事務連絡がありましたので、会員医療機関への周知に御協力くださいますようお願いいたします。

福岡県保健医療介護部健康増進課
こころの健康づくり推進室
精神保健係（担当：中川）
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
TEL：092-643-3265

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 12 日

都道府県
各 精神保健福祉主管部（局） 御中
指定都市

法務省民事局民事第一課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第 3 条第 2 項に
規定する医師の診断書に関する当面の取扱いについて

本年 10 月 25 日、最高裁判所大法廷において、性別の取扱いの変更の審判を
請求することができる者の要件を規定する性同一性障害者の性別の取扱いの特
例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号。以下「特例法」という。）第 3 条第
1 項第 4 号の規定を違憲とする旨の決定がされ、当該規定は無効であるとの判
断がされました。

特例法第 3 条第 2 項の規定により性別の取扱いの変更の審判を請求するに際
して家庭裁判所に提出する必要がある医師の診断書の記載要領については、性
同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第 3 条第 2 項に規定する医師
の診断書の記載要領について（平成 16 年 5 月 18 日障精発第 0518001 号厚生労
働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）において定めている
ところですが、本年 10 月 25 日以降に家庭裁判所に提出される診断書は、記載
要領の規定に関わらず、当面の間、現在の生殖腺機能に関する記載がなくても
差し支えないので、これをご了知の上、貴管下関係者、関係団体に周知方取り
計らい願います。

【問い合わせ先】
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
（電話 03-3595-2307）